

岡山県園芸総合対策事業の運用について

制 定	平成 26 年 3 月 31 日	農産第 1296 号
一部改正	平成 27 年 3 月 31 日	農産第 1298 号
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日	農産第 1223 号
一部改正	平成 29 年 3 月 31 日	農産第 1263 号
一部改正	平成 30 年 3 月 30 日	農産第 1282 号
一部改正	平成 31 年 3 月 29 日	農産第 1284 号
一部改正	令和 2 年 3 月 31 日	農産第 1356 号
一部改正	令和 2 年 6 月 1 日	農産第 356 号
一部改正	令和 2 年 8 月 1 日	農産第 607 号
一部改正	令和 3 年 3 月 31 日	農産第 1318 号
一部改正	令和 4 年 3 月 31 日	農産第 1265 号
一部改正	令和 5 年 3 月 31 日	農産第 1384 号
一部改正	令和 6 年 3 月 29 日	農産第 1425 号
一部改正	令和 7 年 3 月 31 日	農産第 1216 号

岡山県園芸総合対策事業実施要領（平成 26 年 3 月 31 日付け、農産第 1295 号農林水産部長通知、以下「実施要領」という。）に基づく補助事業を円滑に実施するため、その運用について次のとおり定める。

第 1 事務処理について

1 事業量の調査

- (1) 県民局長は、次年度における市町村ごとの事業実施希望量を調査し、取りまとめの上、農林水産部長に報告するものとする。
- (2) 調査の時期は、原則として、毎年 9 月及び 2 月とし、別記様式第 1 号により別に定める日までに報告するものとする。

2 事業の着手

- (1) 事業の着手（機械等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定後に行うものとする。
- (2) ただし、事業計画の承認後において、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、市町村長に申出の上、適切な指導を受けるものとする。
- (3) 市町村長は、(2)の申出を適当と認めるときは、その旨を具体的に明記した交付決定前着工届（別記様式第 2 号）を県民局長に提出するものとする。

3 事業の入札結果等の報告

- (1) 事業実施主体は、機械、設備の導入に当たっては、一般競争入札又は指名競争入札の実施、若しくは複数業者からの見積書の徴取により購入元業者を選定すること。
- (2) 事業実施主体は、(1)により業者選定を行った場合、速やかに入札結果等報告書（別記様式第 3-1 号）を市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、事業実施主体から入札結果等報告書が提出されたときは、速やかに入札結果等報告書を県民局長に提出するものとする。

4 事業の完了の報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了届（別記様式第 3-2 号）を、速やかに市町村長に提出するものとする。

市町村長は、事業実施主体から事業完了届が提出されたときは、速やかに事業完了届を県民局長に提出するものとする。

- 5 事業実施主体が農業協同組合連合会及び全県区域を範囲とする生産組織（以下「農協連合会等」という。）等の場合の事務処理

農協連合会等が全県区域等広域的な事業を実施する場合にあっては、上記の 1 から 4 に準じて、事業実施主体から知事へそれぞれの様式を提出するものとする。

第 2 事業実施における留意事項

1 共通事項

(1) 事業実施主体

ア 実施要領別表 1 のその他事項の 2 に定める受益者数の要件は次のとおりとする。

- (ア) 事業対象品目の主たる農作業に 60 日以上従事する者が 3 名以上であって、認定農業者又は認定新規就農者若しくは地域計画に位置づけられた農業の担い手（年度内に確実に位置づけられる見込みを含む）であり、市町村長が地域農業発展のため、特に必要と認める農業法人について、当該事業計画の協議の結果、事業実施が適当と判断された場合の受益者数は 1 経営体以

上とする。

- (イ) 実施要領別表 1 の 1 「白桃産地次代創造事業」の(2)に定める「研修ほ場整備」及び 2 「岡山ぶどう産地強靱化事業」の(2)の④に定める「研修ほ場整備」の受益者数は 1 経営体以上とする。
- (ウ) 実施要領別表 1 の 2 「岡山ぶどう産地強靱化事業」の(1)に定める「産地の規模拡大」、4 「押し！のおかやま園芸産地育成事業」の(2)に定める「県振興品目の既存産地の規模拡大及び品質向上対策」のうち「加工・業務用野菜の取組」については、受益者が認定農業者又は認定新規就農者若しくは地域計画に位置づけられた農業の担い手（年度内に確実に位置づけられる見込みを含む）であって、市町村長が地域農業発展のため、特に必要と認める者について、当該事業計画の協議の結果、事業実施が適当と判断された場合の受益者数は 1 経営体以上とする。
- (エ) 実施要領別表 1 の 3 「冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業」の(1)「供給力強化の加速化対策」及び(2)「高品質、安定生産技術の確立対策」については、受益者が認定農業者又は認定新規就農者であること。
ただし、市町村及び農業協同組合等の関係者で指導体制が構築できている場合は、この限りではない。
また、市町村長が地域農業発展のため、特に必要と認める者について、当該事業計画の協議の結果、事業実施が適当と判断された場合の受益者数は 1 経営体以上とする。
- (オ) 実施要領別表 1 の 4 「押し！のおかやま園芸産地育成事業」については、受益に認定新規就農者を含む場合の受益者数は 2 経営体以上とする。
- (カ) 実施要領別表 1 の 4 「押し！のおかやま園芸産地育成事業」の(4)の②に定める「果樹種苗供給対策」については、受益者が県果樹振興に必要な苗木の安定供給のため、特に必要と認める者について、当該事業計画の協議の結果、事業実施が適当と判断された場合の受益者数は 1 経営体以上とする。
- (キ) 実施要領別表 1 の 4 「押し！のおかやま園芸産地育成事業」の(2)の②に定める「高収量・高品質化対策」のなし花粉確保対策については、採取した花粉の共同利用に取り組むことを目的に導入する場合の受益者数は 1 経営体以上とする。

イ 実施要領別表 1 のその他事項の 3 に定める農業法人は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (ア) 事業対象品目の主たる農作業に 60 日以上従事する者が 3 名以上であること。
- (イ) 認定農業者又は認定新規就農者若しくは地域計画に位置づけられた農業の担い手（年度内に確実に位置づけられる見込みを含む）であること。
- (ウ) 市町村長が地域農業発展のため、特に必要と認める法人であること。

(2) 事業実施期間

事業の実施期間は、単年度とする。

(3) 採択基準等

ア 事業採択に当たっては、事業種目ごとの事業内容が、該当する事業の趣旨に合致しており、その計画の緊急性及び必要性を勘案し採択するものとする。

なお、事業実施計画書等の策定に当たっては、関係の農業普及指導センター及び農業協同組合等と十分連携が図られていること。

イ 市町村担い手確保計画（市町村担い手確保計画策定要領（平成 23 年 3 月 16 日付け農産第 1130 号農林水産部長通知）の第 2 に基づく計画をいう。）が策定されていること。

ウ 事業内容は、利用計画、受益面積等からみて、適正であると認められる規模、事業費とする。

エ 機械の導入に当たっては、受益地区内の既存機械の導入状況を十分調査した上で、原則として農業経営指導指標（令和 3 年 3 月）に即して機種決定を行うこととする。ただし、導入時における利用規模の負担面積を確保していない場合であっても、受益者等の農業経営等を勘案しつつ、当該機械の導入によって、生産規模の拡大、生産性の向上と生産コストの縮減が図られ、地域農業の先進的技術の普及拠点となる先導的なモデル地区が育成されるなどを総合的に判断するものとする。

オ 要望額が予算額を上回った場合、以下のとおりとする。

- (ア) 「白桃産地次代創造事業」、「押し！のおかやま園芸産地育成事業」及び「冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業」については、a から i の優先順位により採択する。
 - a 面積拡大に直結する生産施設と、その施設と一体的に整備する付帯設備
 - b 面積拡大に資する機械の導入
 - c 高収益化に資する機械の導入
 - d 出荷の長期安定化、品質向上に向けた施設の機能強化に資する機械及び資材で、特に必要と認められるもの
 - e 共同利用機械で国庫補助事業の対象とならないもののうち、1 地区当たりの事業費が 2,000 千円以上のもの
 - f 1 件の事業費が 500 千円（同一の機械を複数台購入する場合は、1 台の単価が 150 千円）以上のもの

- g 実施要領別表 5 及び 7 に記載された品目・品種のうち、上記条件を満たさないもの。ただし、ソフト事業を除く
- h 実施要領別表 5 及び 7 に記載のない品目・品種のうち、別途協議により実施を認められたもの
- i 上記 a～h において、同一の順位となる場合、(a) 過去 5 年間に於いて、国庫補助事業により面積拡大を実施した産地(国庫補助事業と同時実施を含む)、(b) 受益に認定新規就農者を含む産地(事業実施年度内に認定を受ける者を含む)、(c) 受益に認定農業者を含む産地(事業実施年度内に認定を受ける者を含む)、(d) それ以外の産地の順に採択するが、それでも同一の順位となる場合は補助対象事業費の額が高い取組から優先的に採択することとする。

(イ) 「岡山ぶどう産地強靱化事業」のうち、「産地の規模拡大」については、a, b の順、「産地の強靱化」(研修ほ場の整備は除く)については、c, d の順の優先順位により区分ごとの予算範囲内で採択する。さらに予算の残が生じる場合は、a から e の優先順位により採択する。

- a 事業実施年度及び過去 2 年間に於いて、産地生産基盤パワーアップ事業により面積拡大を実施した(同時実施を含む)産地が取り組む、面積拡大に直結する生産施設及び、その施設と一体的に整備する付帯設備(換気設備、内張、かん水設備)
- b 面積拡大に直結する生産施設及び、その施設と一体的に整備する付帯設備(換気設備、内張、かん水設備)
- c 事業実施年度及び過去 2 年間に於いて、産地生産基盤パワーアップ事業により面積拡大を実施した(同時実施を含む)産地が取り組む、出荷量の増加や品質向上に資する機械及び資材の導入(加温機、かん水設備、循環扇等)
- d 出荷量の増加や品質向上に資する機械及び資材の導入で、特に必要と認められるもの
- e 上記 a から d において、同一の順位となる場合、(a) 受益に認定新規就農者を含む取組(事業実施年度内に認定を受ける者を含む)、(b) 受益に認定農業者を含む取組(事業実施年度内に認定を受ける者を含む)、(c) それ以外の取組の順に採択するが、それでも同一の順位となる場合は補助対象事業費の額が高い取組から優先的に採択することとする。

(4) 補助対象機械・施設等

ア 補助対象の機械・施設、資材等の一覧

事業種目	事業内容	取組内容	補助対象	
1 白桃産地次代創造事業	(1) 省力化推進による経営規模拡大対策	① スマート機器等の導入	・果実硬度非破壊測定器、ドローン等のスマート機器 ・ロボット草刈機、スピードスプレヤー、高所作業車、乗用草刈機等の省力化機械	
		② 苗木の新植	・苗木	
		③ 超省力栽培モデルの実証	・伐採、整地、客土、園内作業道整備等に係る資材費及び工事費、作業・運搬機械のレンタル経費 ・苗木、支柱、防草シート等省力栽培に必要な資材	
	(2) 新規就農者の確保・育成による産地規模拡大対策	研修ほ場整備	・ほ場の整備に要する経費(機械リース、苗木、施設整備、役員費等)	
		(3) 気候変動・災害対策	① 高温・豪雨等対策	・簡易貯水設備、かん水設備、排水設備、防水シート等の整備に必要な資材 ・作業・運搬機械のレンタル経費 ・防風ネット、防蛾灯、センター支柱 ・その他、気候変動対策に必要な設備
			② 優良品種への改植	・苗木
2 岡山ぶどう産地強靱化事業	(1) 産地の規模拡大	① ハウス、果樹棚及び付帯設備	・ハウス、果樹棚及びその付帯設備(換気設備(自動換気含む)、内張、かん水設備、簡易雨よけ)	
		② ぶどう苗木の新植	・苗木の購入(新植)	

	(2) 産地の強靱化	①生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・加温機 ・かん水設備 ・苗木の購入（改植） ・その他、生産性向上に資する機械
		②気候変動対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自動換気設備、循環扇、防風ネット ・スピードスプレーヤー、ラジコン動力噴霧機等の防除機 ・その他、気候変動対策に必要な設備
		③果樹棚やハウスの改修	<ul style="list-style-type: none"> ・加工用ぶどう栽培への変更にに向けた一部改修 ・ガラス温室の撤去費（別途第2の3の(3)に定める）
		④研修ほ場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の整備に要する経費（機械リース、苗木、施設整備、役務費等）
	(3) 優良苗木の確保対策	①ほ場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採、整地、客土等に係る資材費及び工事費
		②優良苗木の生産に必要な資材導入	<ul style="list-style-type: none"> ・支柱資材、かん水施設等
	3 冬も春も！ 「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業	(1) 供給力強化の加速化対策	①ハウス、付帯設備の整備
②中古ハウスの活用			<ul style="list-style-type: none"> ・移設や補修、補強、改修
(2) 高品質、安定生産技術の確立対策		①高品質、安定生産機械、設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・炭酸ガス発生装置、自動換気装置、環境モニタリング装置、環境制御装置等
		②種苗生産環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス、付帯設備等 ・病害に対応した実取り苗の購入
(3) ブランド力の向上対策		①PR資材の作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・PR等資材の作成経費 ・PR活動の開催経費等
4 推し！のおかやま園芸産地育成事業	(1) 水田フル活用による新たな園芸産地育成対策	①簡易なほ場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠設置、客土に伴う資材費 ・作業機械のレンタル経費
		②排水対策用機械の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・サブソイラ等アタッチメント機材（新たに水田で園芸品目を栽培する際の排水対策に使用する場合に限る）
	(2) 県振興品目の既存産地の規模拡大及び品質向上対策	①規模拡大対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス及びその付帯設備（換気設備（自動換気含む）、内張、かん水設備）等 ・播種機、収穫機等
		②高収量・高品質化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・炭酸ガス発生装置、加温機等 ・優良種苗の購入等 ・なしの受粉樹、採薬機、開薬機、花粉精選機 ・生産効率向上に必要な機械・設備・施設等
	(3) 流通の合理化対策	①広域連携プランの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットの調査分析経費 ・会場費 ・会議資料の作成経費等 ・講師の旅費及び謝礼等
		②広域連携出荷体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄コンテナ、冷蔵施設、選別機等
		③産地間連携によるPR強化	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷箱、PR資材等 ・PR活動の開催経費、旅費等
	(4) 県振興品目の種苗安定供給対策	①県育成花き品種の種苗供給対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県育成品種の高品質な種苗を供給するための生産費
		②果樹種苗供給対策	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹種苗供給に必要な機械、設備、

			施設等 ・マルチシート、土壌改良資材等（農業研究所が開発したぶどう苗木の安定生産技術を導入する場合に限る） ・アタッチメント機材の整備（苗木生産に使用する場合に限る）
--	--	--	---

- イ 機械・施設等は、原則として共同利用のものに限る。
- ウ 電気配線等は、機械・施設等を事業で導入する場合に限り補助対象とし、その範囲は受電施設から内側の資材に限る。
- エ かん水設備については、園地内の資材及びポンプ等に限る補助対象とし、井戸及びため池等の取水源は補助対象としない。
- オ 先進的な技術に係る機械・施設等を整備する場合は、公的機関の試験成績及び他県での実証事例等により、客観的に効果が確認できるものに限る補助対象とする。
- カ 機械・施設等の更新は補助対象としない。ただし、研修ほ場の整備についてはこの限りではない。
- キ 機械・施設等は原則として単独でその機能を有するものを補助対象とする。
- ク ハウス、果樹棚等の施設の整備は、資材（被覆資材類を含む）に限る補助対象とする。（ただし、冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業のうち中古ハウスの活用を除く。）
- ケ 毎年必要となる資材や消耗品は補助対象としない。
- コ 運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、草刈り機など、汎用性の高い機械・施設等は補助対象としない。（ただし、草刈り機については白桃次代創造事業のうち省力化推進による経営規模拡大対策を除く。）
- サ 検討会、共進会の開催等については、食糧費、賞品代等は補助対象としない。
- シ 先進地視察等に伴う事業実施主体及び関係機関の職員等の旅費、日当は原則として補助対象としない。

(5) 補助限度額等

- ア ハウス施設の補助対象事業費は、10a 当たり 7,500 千円（税抜き）を上限とする。なお、ハウスと付帯設備を一体的に整備する場合、この上限はハウス本体のみに適用する。
- イ 補助金額については、補助対象事業費から消費税額を控除した額に補助率を乗じた額以内とする。なお、定額補助については実施要領別表 1 に定める限度額を上限とする。

(6) 事業で導入した機械・施設等の保守管理

- ア 本事業により取得した機械・施設等については、事業実施主体の所有権を明確にし、共同利用機械・施設等としての形態を具備するよう留意するものとする。
- イ 事業実施主体は、その管理する機械・施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うものとする。
- ウ 農業公社等が導入した機械・施設を構成員以外の第三者への貸出を行う場合、又は将来的に貸出が見込まれる場合、次項の機械・施設等のリース契約について準じて、貸出の目的、貸出料、目的外使用の禁止等を明記した規程をあらかじめ整備することを事業実施の条件とする。

(7) 機械・施設等のリース契約について

機械・施設等を導入し、リース形式で管理運営を行う場合、事業実施主体と機械・施設等利用者は、次に定める内容のリース契約を必ず締結すること。

ア 契約の内容

リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項を明記し「機械・施設等リース契約」を締結すること。

イ リース機械・施設等の内容

リースする機械・施設等の数量・規格・構造、価格、法定耐用年数等を明記した貸付台帳を作成すること。

ウ リース期間の設定

機械・施設等のリース期間は、4 年以上から法定耐用年数に定める耐用年数以内であること。

エ 助成措置

県は、事業実施主体が当該リース事業を実施するために必要な経費について次により助成する。

- ① リース期間を法定耐用年数とする場合
補助対象経費＝リース物件取得価格（税抜き）×補助率
- ② リース期間を法定耐用年数未満とする場合
補助対象経費＝リース物件取得価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×補助率
- ③ リース期間満了時に残存価格を設定する場合
補助対象経費＝（リース物件取得価格（税抜き）－残存価格（税抜き））×補助率
- ④ リース期間を法定耐用年数未満かつリース期間満了時に残存価格を設定する場合
補助対象経費＝②又は③の計算式で算出した額のいずれか小さい額とする。

※1 リース物件取得価格とは、第2の1の(4)に掲げるものとする。

※2 リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

オ リース料金の設定

事業実施主体は、リース事業の実施のために必要な付加貸付料（利息等）を徴収できるものとし、年間のリース料は、「事業実施主体負担額（事業費－補助金）÷当該機械・施設等の耐用年数＋付加貸付料」以下とする。

(8) その他

農林水産部長は、事業実施主体に対し、本事業に取り組んだ結果、各産地で効果が挙げた事例等の報告を求めることができる。

2 白桃産地次代創造事業

(1) 共通事項

ア 産地生産基盤パワーアップ計画、果樹産地構造改革計画を策定している産地については、本事業計画等と整合性を図るものとする。

イ 実施要領別表1の1における採択基準の新規就農者の受入計画とは、就農促進トータルサポート事業実施要領（平成21年4月1日付け農営第19号岡山県農林水産部長通知）に基づき市町村が策定する研修品目として桃が位置づけられた新規就農者等確保計画とする。

(2) 省力化推進による経営規模拡大対策

苗木の導入については、5aを下限面積とし、植栽密度は大規模超省力栽培モデルの実証を除き岡山県果樹栽培指針（平成26年3月作成）及び地域の栽培指針等（以下「果樹栽培指針」という。）を基準とする。また、自力で接ぎ木を行う場合に限り台木のみ導入も対象とする。

(3) 新規就農者の確保・育成による産地規模拡大対策

研修ほ場整備については、要領に定めるほか、就農促進トータルサポート事業の運用に準ずること。

(4) 気候変動・災害対策

ア 簡易貯水設備はかん水設備が未整備のほ場を対象とし、貯水量は10a当たり10m³を上限とする。

イ 土壌改良材の導入については、新改植又は暗渠の設置と一体的に行う場合を対象とする。また、実施に当たっては、施用範囲を明確にするとともに、土壌診断結果や、果樹栽培指針等を基準に、適切な資材、投入量、施用範囲とすること。

ウ 優良品種への改植について、自力で接ぎ木を行う場合に限り台木のみ導入も対象とする。

エ センター支柱は、新植後5年以内のほ場に設置するものを対象とする。

3 岡山ぶどう産地強靱化事業

(1) 共通事項

ア 産地生産基盤パワーアップ計画、果樹産地構造改革計画を策定している産地については、本事業計画等と整合性を図るものとする。

イ なお、一事業実施主体の取組のうち、10a以上のハウス、30a以上の果樹棚の整備については、原則として国庫補助事業を活用することとする。

(2) 産地の規模拡大

ア 苗木の導入については、5aを下限面積とし、植栽密度は岡山県果樹栽培指針（令和6年3月作成）及び地域の栽培指針等を基準とする。

イ 市町村長は、事業主体から第2の1の(1)のイの(ア)、(ケ)に係る計画書が提出されたときは、内容を審査し適当と認められる場合は、実施要領様式第4-2号を県民局長に提出すること。

ウ ハウス、果樹棚の付帯設備については、産地生産基盤パワーアップ事業等により面積拡大に直結する生産施設と一体的な取組の場合は単独でも補助対象とする。

エ 市町村長は、事業実施主体から「産地の規模拡大」に係る計画書が提出されたときは、県民局長に提出するに当たり、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(3) 産地の強靱化

ア 果樹棚、ハウス等の改修は、加工用ぶどうの栽培に向けた施設の一部の改修を補助対象とする。ただし、マスカット・オブ・アレキサンドリアを栽培していた古くなったガラス温室を新規就農者が使用し、新たにパイプハウスに全面改修してマスカット・オブ・アレキサンドリアを継続して栽培する場合には、ガラス温室の撤去費も含め、補助対象とする。

イ 対象とする経費は、地域栽培基準及び試験研究成果等に基づいた必要最小限の経費とする。

ウ 実施要領別表1の2の(2)の産地の強靱化のうち研修ほ場整備については、要領に定めるほか、就農促進トータルサポート事業の運用に準ずること。

4 冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業

(1) 共通事項

- ア 本事業は、晴苺の首都圏への供給力強化を加速化させるため、栽培面積拡大に必要な施設整備や高品質、安定生産技術確立のための設備の導入等を支援する事業であり、高品質な晴苺を首都圏に安定的に出荷する取組に積極的な産地、農業者であること。
 - イ 市町村長は、事業主体から第2の1の(1)のイの(ウ)に係る計画書が提出されたときは、内容を審査し適当と認められる場合は、実施要領様式第5-2号を県民局長に提出すること。
 - ウ 供給力強化の加速化対策や高品質、安定生産技術の確立対策で施設、設備等を導入する場合、導入1年目から晴苺の生産に取り組むこととし、導入した施設や設備等を用いて栽培するいちごは全て晴苺とする。また、収穫した晴苺のうち、全国農業協同組合連合会岡山県本部が定めるいちご規格表及び平詰め規格表において、荷姿が化粧箱、あるいは平詰め規格を満たすものについては、やむを得ない場合を除き全量を首都圏へ出荷すること。
 - エ 本事業は、高品質な晴苺を確実に生産・出荷できることが必須であるため、事業採択に当たっては、産地及び受益者の過去の首都圏への晴苺出荷実績を考慮するものとする。
 - オ 事業実施主体においては、過年度実施の事業について、首都圏への出荷要件を満たしていること。満たしていない場合、又は見込みのない場合は、関係者で原因と今後の対応策を協議した上で、農産課へ報告すること。
- (2) 供給力強化の加速化対策のうち、中古ハウスの活用
- ア 対象となる中古ハウス
 - (ア) 第三者から取得等したもの又は自己所有のもので、付帯設備（高設栽培施設や加温機等）、育苗ハウスも対象とする。
 - イ 中古ハウスの移設
 - (ア) 補助対象は、第三者から取得等したもの又は自己所有のもので、移設後、長期に渡って効用が発揮されるものとする。
 - (イ) 補助対象経費は、移設に係る解体、組立の工事費及び運搬費とする。なお、第三者からの中古ハウスの取得費は補助対象外とする。
 - (ウ) 移設後は、新たに晴苺をハウス内全部に植え付けることとし、やむを得ない場合を除き、全量を首都圏へ出荷すること。
 - (エ) 育苗ハウスについては、移設後は、晴苺用の育苗ハウスとして使用するものとする。
 - ウ 中古ハウスの補修、補強、改修
 - (ア) 補助対象は、第三者から取得等したもの又は自己所有のもの（移設の有無は問わない）で、補修、補強、改修後は、長期に渡って効用が発揮されるものとする。
 - (イ) 補助対象経費は、資材費（被覆資材(内張り・外張り)を含む)のみとし、工事費は補助対象外とする。
 - (ウ) 補修、補強、改修後は、新たに晴苺をハウス内全部に植え付けることとし、やむを得ない場合を除き、全量を首都圏へ出荷すること。
- (3) 高品質、安定生産技術の確立対策のうち、病害等に対応した実取り苗
- ア 育苗中の病害等リスク発生を想定した、苗の確保に要する費用を補助対象とする。
 - イ 苗の確保は晴苺定植予定面積に必要な苗数の1/5以内とする。なお、栽植密度は、岡山県ブランドいちご栽培マニュアル及び地域の栽培指針等を基準とする。
 - ウ 確保した苗が晴苺として首都圏出荷に利用されない場合は補助対象外とする。
- (4) ブランド力の向上対策
- ア 全県の、広域的な取組についてのみ補助対象とする。
- 5 推し！のおかやま園芸産地育成事業
- (1) 共通事項
- 組織的な支援体制ができており、園芸産地の発展に積極的に取り組む産地であること。
- (2) 水田フル活用による新たな園芸産地育成対策
- ア 簡易なほ場整備については、自力施行によるものを対象とする。
- (3) 県振興品目の既存産地の規模拡大及び品質向上対策のうち、加工・業務用野菜の取組
- ア 加工・業務用野菜の面積拡大等につながる取組を支援する。
 - イ 加工・業務用野菜供給力強化計画の策定にあたっては、既存ストックの活用を十分に検討するほか、地域における関係機関等との連携を十分に図ることとする。
 - ウ 受益の範囲は、加工・業務用野菜供給力強化計画に示した目標年度に形成される野菜産地の面積とする。
 - エ 野菜の生産及び販売実績があり（実績がない場合は指導体制が整っていること）、安定的な出荷先が確保されていること。
- (4) 流通の合理化対策
- (共通事項)
- 産地間や民間企業等と連携した広域的な取組若しくは、県内全域を対象として活動を行う組織の取組であること。
- ア 広域連携プランの策定

- (ア) 広域連携プランの様式は、実施要領様式第6-5号に定めるものとする。
- イ 広域連携出荷体制の整備
- (ア) 既存の機械や施設の整備状況を十分に確認し、受益が重複することのないよう留意すること。
- (5) 県振興品目の種苗安定供給対策
- (共通事項)
- 県内生産者に対して、種苗の供給・販売を目的に生産する団体、事業者を対象とし、種苗の安定生産に資する取組とする。
- ア 県育成品種の種苗安定供給対策
- (ア) 農業団体、行政等が一体となって行う県育成品種の種苗供給体制整備に向けた取組を行うものとする。
- イ 果樹種苗供給対策
- (ア) 県果樹振興品目の苗木生産を目的とした取組を行うものとする。

第3 その他

この運用に掲げた以外の事項については、その都度、農産課と協議するものとする。

附 則

1 この通知は平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知は平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知は平成29年4月1日から施行する。

付則

1 この通知は平成30年4月1日から施行する。

付則

1 この通知は平成31年4月1日から施行する。

付則

1 この通知は令和2年4月1日から施行する。

付則

1 この通知は令和2年6月1日から施行する。

付則

1 この通知は令和2年8月1日から施行する。

付則

1 この通知は令和3年4月1日から施行する。

2 なお、この通知の第2の1(8)ウについては、令和3年度事業から適用するものとする。

付則

1 この通知は令和4年4月1日から施行する。

付則

1 この通知は令和5年4月1日から施行する。

付則

1 この通知は令和6年4月1日から施行する。

付則

1 この通知は令和7年4月1日から施行する。

令和 年度農産課関係事業実施希望調書（園芸振興班）

提出日	年 月 月
県民局名	

作目	市町村	地区名	事業主体	事業種目	品目	事業内容及び事業量	受益面積 (a)	総事業費（千円）		負担区分（千円）			補助率等		着工 予定 月日
								A+B+C	うち補助対象事業費	県費 A	市町村費 B	その他 C	補助率	注1) ハウス上限	

注1) ハウス施設における限度額（10a当たり7,500千円）を超える場合、○を付す。

注2) 実施要領別表1に定める補助金額の限度額を超える場合、○を付す。

岡山県 県民局長 殿
(市町村長)市町村長
(事業実施主体)

令和 年度岡山県園芸総合対策事業の補助金交付決定前着工届

令和 年 月 日付け、第 号で承認のあった令和 年度岡山県園芸総合対策事業実施計画について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

1 理由

2 事業計画

事業実施主体名					
事業種目					
施行箇所又は設置場所					
事業量					
事業費の内訳	総事業費 (A) + (B) + (C)	左 の 内 訳			
		補助対象事業費	県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)
	円	円	円	円	円
施行方法					
着工予定年月日					
しゅん工予定年月日					
備 考					

(別記条件)

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

岡山県 県民局長 殿
(市町村長)市長村長
(事業実施主体)

令和 年度岡山県園芸総合対策事業入札結果等報告書

このことについて、次のとおり入札（見積合わせ）を行い、選定した業者と契約しましたので、その結果を報告します。

記

事業実施主体名		
事業種目		
対象機械・設備等名称		
業者選定方法 (いずれかに○)	一般競争入札・指名競争入札・随意契約(見積合わせ)	
着手年月日(入札公告日)	年	月 日
入札執行年月日 <small>(複数回実施の場合全て記入)</small>	年	月 日
入札予定価格 (計画額、税抜)		
入札参加業者名及び		円
入札価格(税抜)		円
		円
落札業者名(契約業者名)		
契約価格(税込)	円	
契約年月日	年	月 日
しゅん工(納品)予定日	年	月 日

(注)・機械又は設備毎に入札を分けて実施した場合は、当該入札の案件ごとに別葉として記入する。

- ・随意契約による場合で該当の無い項目は空欄とする。
- ・契約書、各業者の見積書写し等を添付する。

番 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿
(市町村長)

市町村長
(事業実施主体)

令和 年度岡山県園芸総合対策事業完了届

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号で補助金交付決定のあった令和年度岡山県園芸総合対策事業について、次のとおり完了したので届け出ます。

記

事業実施主体名					
事業種目					
施行箇所又は設置場所					
事業量					
事業費の内訳	総事業費 (A) + (B) + (C)	左 の 内 訳			
		補助対象 事業費	県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)
	円	円	円	円	円
施行方法					
着工年月日					
しゅん工 年月日					
備 考					

- (注) ・当初計画に比べて大幅に遅れた場合は、その理由を備考欄に記入すること。
 ・事業完了後に事業実績報告書(様式第2号)を速やかに提出する場合は、事業完了届を事業実績報告書と兼ねることができる。